

令和2年4月10日

従業員各位

ケーエフエスグループ

代表 小島 清一郎

新型コロナウイルス感染症に関する弊社の出勤対応について

ケーエフエスグループは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の全国的な蔓延により福島県でも日々感染者が増加していること鑑みて、顧問先企業様、関係企業様、弊社社員およびそのご家族の安全・健康確保を考慮し、福島の従業員の出勤について以下の対応を実施致します。

【対応】

①体温が37.0℃以上の場合の出勤について

・朝の検温時に体温が37.0℃以上の場合は、その日は出勤停止とし、別紙のチェックリストにて状況を確認します。37.0℃以上かつチェックリストに1つ以上チェックが付く場合（個別チェック事項は除く）は、その日から暦日で3日間は出勤停止（出勤停止扱いは営業日のみ）とします。翌日以降、体温が37.0℃以下になった場合でも、発熱日含めて暦日で3日間は出勤停止とします。

なお、出勤停止期間中は、朝、昼及び夜の時点で検温し、記録してください。

3日間経っても発熱が続いている場合もしくは3日間中に再度発熱した場合は、「帰国者・接触者相談センター（福島市は福島市保健所）024-535-8662」へ連絡し、指示を仰いでください。相談センターからの回答を踏まえ、会社でも個別に対応いたします。

・体温は37.0℃以上だが、チェックリストに該当しない場合は、出勤停止とはせず、席を隔離しての勤務または有給休暇推奨とします。

②同居親族等に発熱等の症状がみられた場合について

・同居する親族で37.5℃以上の発熱があった場合は、出勤停止とはせず、席を隔離しての勤務または有給休暇推奨とします。同居親族に発熱があった場合は必ず上長へ報告をお願いします。

③出勤停止の場合の賃金について

・今回の出勤停止措置について、労働基準法第26条に則り、休業手当の支払いを致します。

支給率について原則は平均賃金の60%としておりますが、皆さんの今後の仕事や所得の不安などを考慮して、コロナの特例措置として80%とします。

なお、出勤停止期間中は有給休暇を充てることも可能ですので、各自で判断してください。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

※この特例措置は2020年5月6日までと致しますが、感染状況等に応じて期間を検討してまいります。

今後も社内外への感染被害抑止と弊社社員の安全・健康確保を最優先に、政府からの発生段階区分に合わせた行動計画に基づき、対応方針を迅速に決定してまいります。

何か不明な点や質問がありましたら、総務また上長に確認してください。

以上

発熱時のチェックリスト

記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏名 _____

①共通チェック事項

以下に該当する場合は、チェックを付けてください。

- 2週間以内に、新型コロナウイルス感染症であることが確定した者と濃厚接触歴がある
- 2週間以内に、海外への渡航または緊急事態宣言が出された地域へ行った
- 2週間以内に、海外から来日した外国人または緊急事態宣言が出された場所から来た者と接触歴がある

②個別チェック事項

以下に該当する場合は、チェックを付けてください。

- 基礎体温が平均して 36.5℃以上ある
- 同居親族に 37.0℃以上発熱している者がいる
- 月経前症候群（PMS）等により、平常時より体温が高い（女性のみ）
- 妊娠中のため、体温が高い（女性のみ）
- その他
(_____)

※濃厚接触の定義・・・会話可能な距離（2 m以内）で、30分以上会話等の接触した場合

以上